

令和 5 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針¹に掲げた目的及び視点並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和 5 事務年度（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 監査事務所をめぐる環境

（１）監査業務の動向

ア 上場会社監査の担い手の変化

- ・ 上場会社の監査においては、大手監査法人²のシェアが時価総額ベースで 9 割を超える状況が続く中、上場会社の監査人の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は、昨年同様、年間で 200 件を超えている。また、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所への交代が大勢を占める状態が続いている。
- ・ 交代の要因については、被監査会社側における要因として、監査報酬、継続監査期間、自社の事業規模との均衡等を踏まえた監査人の見直しが挙げられる。また、監査事務所側における要因として、大手監査法人におけるクライアント・ポートフォリオ（監査関与先の構成）の見直し等が挙げられる。
- ・ このように上場会社監査の担い手の裾野が広がる一方、中小規模監査事務所の中には、常勤の監査補助者が恒常的に不足しているなど、上場会社の監査を実施する態勢に懸念がある事務所もみられており、

1 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 7 期（令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月）については、令和 4 年 5 月 20 日に策定・公表。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20220520/20220520.html>)

2 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の 3 つに分類している。

- ・ 大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC あらた有限責任監査法人の 4 法人を指す。
- ・ 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の 5 法人を指す。
- ・ 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

上場会社監査の担い手全体における監査の品質の確保・向上は、これまで以上に喫緊の課題となっている。

- ・ 監査人の交代に当たっては、「監査人の交代」(監査基準報告書 900)に従い、前任・後任監査人間での引継等が適切に行われる必要がある。

イ 不適切会計事案の状況

- ・ 不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社数(年間)は、引き続き 50 社を上回る状況が続いている。
- ・ 不適切会計の発生要因としては、国内外のグループ会社に対する管理が十分でないなど、企業におけるコーポレート・ガバナンスや内部統制の機能不全が挙げられる。
- ・ 財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は当然に経営者にある。他方で、監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められる。

ウ 会計・開示をめぐる動向

○四半期開示の見直し

- ・ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(以下「DWG」という。)は、令和 4 年 6 月公表の報告書において、金融商品取引法に基づく四半期報告書(第 1 四半期・第 3 四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信への一本化の方向性を示した。また、同年 12 月公表の報告書において、四半期決算短信の義務付けの有無、四半期決算短信の開示内容、四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無等の各論点に関する提言を行っている。
- ・ 上記の DWG 報告における提言等を踏まえ、上場会社の期中の業績等の開示について、四半期報告書制度を廃止し、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務付ける方向での金融商品取引法の改正案が国会に提出されている(令和 5 年 6 月末現在、継続審査中)。

○サステナビリティ情報の開示等に関する開示府令の改正

- ・ 令和 5 年 1 月、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布されている。
- ・ 当該改正は、令和 4 年 6 月公表の DWG 報告における提言を踏まえ、有価証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄の新設や、コーポレート・ガバナンスに関する開示の

充実等を内容とするものである。

- ・ 令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用され、これにより、サステナビリティ情報を含む、非財務情報の開示が一層進められることとなる。

(2) 監査の品質の確保・向上に向けた取組

ア 品質管理基準等の改訂等

○監査基準の改訂

令和2年11月の監査基準の改訂により、財務諸表等以外の情報である「その他の記載内容」に係る手続が明確化され、令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されている。また、当該改訂により、監査におけるリスク・アプローチの強化が図られ、令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されている。

○品質管理基準等の改訂等

- ・ 令和3年11月、監査に関する品質管理基準について、リスク・アプローチに基づく品質管理システム（監査事務所自らが、達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害し得るリスクを識別・評価の上、評価したリスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施するというシステム）の導入等を内容とする改訂が行われている。
- ・ また、上記の品質管理基準の改訂に対応して、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第1号）及び「監査業務における品質管理」（監査基準報告書220）が改正されるとともに、「監査業務に係る審査」（品質管理基準報告書第2号）が新たに策定されている。
- ・ 上記基準等については、公認会計士法上の大規模監査法人³においては、令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査からの実施が求められ、また、大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査からの実施が求められている。

○「倫理規則」の改正

- ・ 国際会計士倫理基準審議会による「職業会計士のための国際倫理

3 直近の会計年度において監査証明業務を行った上場会社等の総数が100以上となっている監査法人。公認会計士法施行規則第24条参照。

規程（国際独立性基準を含む。）」の公表を受け、令和４年７月、「倫理規則」が改正されている。

- ・ 当該改正により、「倫理規則」、「独立性に関する指針」、「利益相反に関する指針」及び「違法行為への対応に関する指針」という４つの独立した規程が「倫理規則」に一本化されている。また、「倫理規則」中の報酬依存度や非保証業務等に係る規定が改正されているほか、審査担当者等の客観性確保等に関する規定が新たに設けられている。
- ・ 改正倫理規則については、一部の規定を除き、令和５年４月から適用されている。

○内部統制報告制度に関する基準・実施基準等の改訂

- ・ 令和４年１０月以降の企業会計審議会内部統制部会における議論を踏まえ、令和５年４月、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が改訂されている。
- ・ 当該改訂は、経営者による内部統制の評価における適切なリスク・アプローチの徹底、評価に関する開示の充実、内部統制の概念のアップデート等を内容とするものである。
- ・ 改訂後の上記基準は令和６年４月以後開始する事業年度からの適用が予定されている。

イ 公認会計士法の改正

○上場会社等監査人登録制度の導入

- ・ 令和４年５月改正の公認会計士法（以下「改正公認会計士法」という。）の施行に伴い、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が自主規制として運用してきた上場会社監査事務所登録制度に代わって、法律に基づく上場会社等監査人登録制度が導入されている。今後、協会は、当該登録制度の運営主体として、公認会計士法が定める登録拒否事由に照らし、登録上場会社等監査人の申請者の適格性を確認することとなる。
- ・ また、改正公認会計士法は、登録上場会社等監査人に対し、①品質の管理の状況等を適切に評価し、かつ、当該評価結果及びその理由等を公表する体制の整備義務（公認会計士法施行規則第 93 条）、②十分な知識及び経験を有する公認会計士を関与させる体制の整備義務（同第 94 条）、③経営管理の状況等を公表する体制の整備義務（同第 95 条）、④組織的な運営に関する原則として金融庁長官が

指定するもの⁴に沿って業務を実施するための体制及び適用状況を公表するための体制の整備義務（同第 96 条）を課している。

- ・ 協会においては、品質管理レビュー等を通じて、上記体制の整備状況や登録拒否事由の有無等を含め、登録上場会社等監査人としての適格性を確認することになる。

○審査会の検査権限等の見直し

改正公認会計士法においては、審査会に委任される検査等の権限を監査法人等の業務の運営の状況に限定していた規定が削除され、これにより、審査会の検査等の権限の範囲が拡大されている。審査会においては、より効果的・効率的なモニタリングの実現に向けて、必要に応じて、当該権限を行使していくことになる。

ウ 監査法人のガバナンス態勢

- ・ 令和 5 年 3 月、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（以下「ガバナンス・コード」という。）が改訂されている。
- ・ 「ガバナンス・コード」は、監査法人における実効的なマネジメント機能の促進を目的に平成 29 年 3 月に策定されたものであり、今回の改訂は、その策定後、初めての改訂である。
- ・ 今回の改訂においては、「中小監査法人による受入れに馴染む工夫や対外的な開示の促進」及び「監査法人のグローバル化等に対応した開示の充実」が図られている。具体的には、前者との関係では、規模・特性等を踏まえて、経営機関を設置しない場合にも実効的な経営機能を確保すべきこと、監督・評価機関を設置しない場合にも独立第三者を活用すべきことなどの内容が盛り込まれている。また、後者との関係では、海外ネットワークとの関係性・位置付け（意義・目的、リスク、契約概要等）等の開示の充実に関する内容が盛り込まれている。

（３）監査事務所における品質管理の現状

○総合評価の概要

審査会では、平成 28 事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価⁵を 5 段階に区分して記載している（フォ

4 「組織的な運営に関する原則」として金融庁長官が指定するものには「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が指定されている。

5 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。総合評価は、次の 5 段階に区分し、それぞれの区分ごとに次の評価文言を付している。

①最上位の区分：「良好であると認められる（総合評価：１）」

②上位 2 番目の区分：「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：２）」

ローアップ検査を除く。)

○総合評価の分布状況

- ・ 総合評価の最上位の区分に該当する監査事務所はない。
- ・ 大手監査法人は、いずれも上位 2 番目の区分に該当している。
- ・ 準大手監査法人は、上位 3 番目又は 4 番目の区分のいずれかに該当している。
- ・ 中小規模監査事務所については、リスクベースに基づき検査先を選定していることなどもあり、その多くが上位 3 番目以下の区分に該当している。

○大手監査法人における課題

大手監査法人においては、本部の品質管理部門から、より監査の現場に近い各事業部に品質管理に関する機能の一部を移す傾向がみられ、監査チームへの改善施策の浸透において、各事業部が果たすべき役割が増大している。このような中、大手監査法人においては、本部品質管理部門と事業部との十分な連携や、改善施策の監査現場への浸透状況についての実効性のあるモニタリング等が引き続き課題となっている。

○準大手監査法人における課題

準大手監査法人においては、①トップを含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や、品質管理部門との連携の必要性についての認識が不十分、②品質管理部門と事業部とのコミュニケーションが不足、③経営層や品質管理部門による改善施策の実効性の検証が不十分、④監督・評価機関がその機能を十分に果たしていない、⑤監査現場の実態を踏まえた、監査業務ごとの人的・時間的なリソースの十分性の検証が不十分などの課題が認められる。また、公認会計士等でない事務職員の活用拡大や、それに伴う教育・訓練などの人材育成上の課題も引き続き認められる。

○中小規模監査事務所における課題

中小規模監査事務所においては、職業倫理の遵守を重視する組織風土の醸成に向けてリーダーシップが発揮されていない、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、自らを含む全ての監査実施者における現行の

③上位 3 番目の区分：「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）」

④上位 4 番目の区分：「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」

⑤最下位の区分：「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」

監査の基準に対する理解不足を認識していない、あるいは、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同種の不備の発生を防止するための深度ある原因分析の水準を理解していないなどの課題が認められる。また、職業的専門家としての誠実性・信用保持の重要性に対する認識の欠如(検査実施通知後の監査調書の差替え等)、法人全体における監査品質を批判的に検討する姿勢の不足(他の社員が実施した個別監査業務の品質を批判的に検討する意識の不足等)、職業的懐疑心を発揮して、経営者の主張を批判的に検討する意識の不足、監査リスクに対応した十分かつ適切な監査証拠を入手したかを慎重に見極める意識の不足等の問題も認められる。

○個別監査業務における課題

監査事務所の規模を問わず、会計上の見積りに係る監査及び不正リスクに係る監査(収益認識における不正リスクの識別と評価、不正リスクへの対応を含む。)における不備が継続的に認められるほか、監査上の主要な検討事項(KAM)に係る手続においても不備が認められる。

○公認会計士資格に係る誤記載

令和4年夏以降、複数の大手監査法人において、有価証券報告書等の法定書類や被監査会社への提出資料等に関して、公認会計士登録がなされていないにもかかわらず公認会計士として記載されている事例が発覚した。これを踏まえ、協会は、上場会社監査を担当する監査事務所に対し、同種事例の有無につき自己点検を実施させた結果、18の監査事務所から、同様の誤記載の事例が報告されたことなどを公表している⁶。

(4) 国際的な監査監督機関等の動向

審査会及び金融庁は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、東京に本部事務局を有する監査監督機関国際フォーラム(IFIA)⁷に必要な支援を行っている。IFIAは、6大グローバルネットワーク⁸と継続的に対話を行うほか、審査会を含む監査監督当局が実施した検査における指摘事項を取りまとめた「2022年検査指摘事項報告書(Survey of Inspection

6 協会公表の令和4年12月26日付け会長声明「公認会計士資格の適切な表記と集計の要請について」に係る参考資料参照。

7 平成18年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和5年6月末時点で、我が国を含む54か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

8 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonの6つのグローバルネットワークを指す。

Findings 2022)」を公表するなど、グローバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んできている。

2 令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

(1) モニタリングにおいて重視する事項

上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、本事務年度のモニタリング⁹においては、以下の事項を重視する。

ア 業務管理態勢

○監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査の品質や職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成させるとともに、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築することが重要である。ついては、トップの姿勢を含む、経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを重点的に検証する。

○業務管理態勢の実効性

業務管理態勢が、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下で整備・運用され、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているかについて重点的に検証する。特に、上場会社等の監査を行う監査事務所については、①組織として、監査の品質の確保及びその持続的向上を図る観点から実効的な経営機能を有しているか、②監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能が確保されているかなどについて重点的に検証する。

イ 品質管理態勢

○品質管理態勢の実効性

監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけではなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を真に発揮するものとなっているかなど、監査の品質の確保・向上に向けて

9 モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、監査に係る業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかについて重点的に検証する。

- 改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況の検証（大規模監査法人）／改訂品質管理基準等への対応状況の確認（大規模監査法人以外）

改訂品質管理基準等が適用されている大規模監査法人については、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備・運用状況について重点的に検証する。また、改訂品質管理基準等が未適用となっている監査事務所（大規模監査法人以外の監査事務所）については、改訂品質管理基準等への対応状況について重点的に確認する。

- 監査資源の確保、育成及び配分

監査の品質の確保・向上を図るためには、被監査会社の数、監査上のリスク等に見合った十分な監査資源を確保・育成の上、これを適切に配分することが重要である。このことを踏まえ、職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組、監査報酬に係る方針を含め、監査事務所における監査資源の確保、育成及び配分の状況について重点的に検証する。

- 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等

上場会社の監査人の交代が引き続き相当数生じている状況等を踏まえ、上場被監査会社との監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯（大規模上場会社又は監査上のリスクの高いと思われる上場会社との監査契約の新規受嘱に係る経緯等）、新規受嘱時におけるリスク評価や監査報酬に係る決定過程等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況について重点的に検証する。

- 改正倫理規則の遵守状況

改正倫理規則については、一部の規定を除き、令和5年4月から適用されている。このことを踏まえ、改正倫理規則（報酬依存度、非保証業務、審査担当者等の客観性確保等に関する規定）の遵守状況について重点的に検証する。

- デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）

監査のデジタル化の進展により、不正検知等における監査手続の実効性が向上するとともに、監査資源の効果的かつ効率的な配分が実現

していくことが期待されることに鑑み、デジタル技術を活用した監査ツールの開発・導入状況等を継続して把握する。併せて、監査事務所において、サイバー攻撃の高度化等に見合った、適切なサイバーセキュリティ対策が講じられているかについて確認する。

ウ 個別監査業務

○不正リスクに係る監査の実施状況

不適切な会計処理事案の発生状況等を踏まえ、不正リスクに係る監査の実施状況（不正を実行する動機やプレッシャー、又は不正を実行する機会を与える事象や状況といった不正リスク要因の識別や、不正による重要な虚偽表示リスクの評価において、より注意深く、批判的な姿勢で、十分に職業的懐疑心を発揮しているか、また、識別・評価したリスクに対応する監査手続を適切に立案・実施しているか）について重点的に検証する。

○収益認識に係る監査の実施状況

収益認識に係る監査における不備の発生状況等を踏まえ、収益認識に係る監査の実施状況（収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを適切に判断した上で、識別・評価した不正リスクに対応した監査手続を適切に立案・実施しているか）について重点的に検証する。

○会計上の見積りに係る監査の実施状況

会計上の見積りに係る監査における不備の発生状況等を踏まえ、見積りの不確実性の程度を勘案した上で、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクを適切に識別・評価し、経営者の仮定の合理性等に留意して、当該リスクに対応した監査手続を適切に実施しているかなどについて重点的に検証する。

○KAMの決定過程や監査上の対応の記載内容・実施状況

KAMに係る手続における不備の発生状況等を踏まえ、KAMの決定過程（決定に際し、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションが行われているか、また、特段の検討を行うことなく、前期の監査報告書（前任監査人によるものを含む。）と同様の内容としていないか）や監査上の対応の記載内容（KAMの決定理由に記載した要因に適合する手続又は監査アプローチの内容が具体的に記載されているか）及び実施状況（監査上の対応として記載された手続が適切

に実施されているか) などについて重点的に検証する。

○「その他の記載内容」に係る手続の実施状況

近時、非財務情報の開示の充実化が図られていることなどを踏まえ、「その他の記載内容」に係る手続（「その他の記載内容の通読」、「その他の記載内容の検討及び評価」等）の実施状況について重点的に検証する。

エ その他

○品質管理レビューの実効性

上場会社等監査人登録制度の導入に伴い、品質管理レビューについては、登録上場会社等監査人等の適格性の確認手段として、更に重要性が増している。このことを踏まえ、品質管理レビューの実効性について重点的に検証する。

○非財務情報に係る保証業務への取組状況

非財務情報に対する保証のニーズや公認会計士の関与への期待の高まりがみられることを踏まえ、非財務情報に係る保証業務への取組状況について確認する。

○IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況

IPO を目指す企業が成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができる環境整備が進められているかという観点から、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況について確認する。

○公認会計士資格に係る誤記載の発生防止に向けた施策の導入・実施状況

公認会計士資格に係る誤記載が発生している状況等を踏まえ、当該誤記載の発生防止に向けた施策の導入・実施状況について確認・検証する。

（２）モニタリングの実施方法

- ・ 審査会は、令和２事務年度以降、対面でのヒアリング等による従来の検査手法に加えて、監査事務所から借り受けたパソコンによる監査調書等の閲覧や、ウェブ会議システムによるヒアリング等のリモート（オンライン）での検査手法を活用してきている。
- ・ 審査会においては、引き続き、双方の検査手法を活用した検査を実施するほか、監査事務所との対話等を通じて、検査方法の更なる改善に向

けた検討を実施していくこととする。

3 モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）

（１）協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

- ・ 協会は、上場会社等監査人登録制度の導入に伴い、品質管理レビューとして、これまでの「通常レビュー」及び「特別レビュー」に加えて、「登録の審査のためのレビュー」を導入するとともに、上場会社等監査人登録審査会の設置等の内部の体制の見直しを図っている。また、今後の品質管理レビューの方針として、中小規模監査事務所に対するレビューや、品質管理システムの有効性の検証等をより重視する方向での検討を進めている。
- ・ 審査会は、これまでも、意見交換等を通じて、監査の品質の確保・向上に向けた対応等を協会に促してきているが、今後、品質管理レビューが登録上場会社等監査人の適格性の確認手段として更に重要な役割を担っていくことに鑑み、協会との間で、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていく。加えて、「モニタリングにおいて重視する事項」とした品質管理レビューの実効性の検証結果について、適時の情報共有を行うなどして、品質管理レビューの実効性の一層の向上を協会に促していく。また、審査会検査と協会の品質管理レビューのそれぞれの果たすべき役割やそれを踏まえた連携、協会による中小規模監査事務所への指導・監督機能の強化等についても引き続き議論していく。

（２）報告徴収

ア 基本的な考え方

- ・ 我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すとともに、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢の構築を促す観点から、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時・的確に把握する。また、監査事務所における業務管理態勢・品質管理態勢の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について、効果的な報告徴収を実施する。なお、報告徴収の実施に当たっては、監査事務所等の負担に配慮し、検査や監査事務所等との対話で得られた情報を活用するなどして、効率的な実施に努める。
- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率的な遂行の観点から、定期的に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を徴収し、分析する。

- ・ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果や上場被監査会社に係る監査上のリスク等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収し、分析する。また、中小規模監査事務所に対し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。
- ・ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知から一定期間経過後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。
- ・ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促す。

イ 報告徴収における重点項目

上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、報告徴収の実施に当たっては、以下の項目を重点項目とする。

- ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ② 業務管理態勢の実効性（トップの経営方針や収益・財務構造の把握を含む。）
- ③ 品質管理態勢の実効性
- ④ 改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況（大規模監査法人）／改訂品質管理基準等への対応状況（大規模監査法人以外）
- ⑤ 改正倫理規則の遵守状況
- ⑥ 監査資源の確保、育成及び配分（職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組を含む。）
- ⑦ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等
- ⑧ 公認会計士資格に係る誤記載の発生防止に向けた施策の導入・実施状況
- ⑨ デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）
- ⑩ 非財務情報に係る保証業務への取組状況
- ⑪ IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況

（３）監査事務所に関する情報等の収集・分析等

ア 監査事務所との対話

- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との間で、引き続き定期的な対話を行っていく中で、各監査法人における最新の

業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、当該監査法人及び監査業界の抱える問題等を把握の上、問題認識の共有を図る。

- ・ また、前事務年度同様、上場会社監査等を担う中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所等の経営層との対話を引き続き実施していく。

イ 国内外の関係機関との連携

審査会は、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関のほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携等を強化していく。また、意見交換・連携を通じて得られた情報をモニタリングに積極的に活用していくほか、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析に努める。また、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し、適切な対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を引き続き登用するほか、国際会議等への職員の積極的な参加などを通じて、人材の育成を今後も進めていく。

4 検査基本計画

（１）共通事項

ア 共通重点項目

上記「１(3) 監査事務所における品質管理の現状」を踏まえ、検査の実施に当たっては、以下の項目を共通重点項目とする。

- ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ② 業務管理態勢の実効性
- ③ 品質管理態勢の実効性
- ④ 改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況（大規模監査法人）／改訂品質管理基準等への対応状況（大規模監査法人以外）
- ⑤ 品質管理に関する施策（品質管理レビューや審査会検査における指摘等に対する改善措置を含む。）の監査現場における浸透・定着状況
- ⑥ 監査資源の確保、育成及び配分の状況
- ⑦ 改正倫理規則の遵守状況
- ⑧ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等（新規受嘱時におけるリスク評価等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況を含む。）
- ⑨ 不正リスクに係る監査の実施状況

- ⑩ 収益認識に係る監査の実施状況
- ⑪ 会計上の見積りに係る監査の実施状況
- ⑫ KAMの決定過程や監査上の対応の記載内容・実施状況
- ⑬ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの実施状況
- ⑭ 「その他の記載内容」に係る手続の実施状況
- ⑮ 公認会計士資格に係る誤記載の発生防止に向けた施策の導入・実施状況

イ 実施方法

監査事務所における電子監査調書の導入状況や監査事務所からの要望等を踏まえ、引き続き、リモート検査（監査調書等の閲覧や社員・職員に対するヒアリングをオンラインで実施する検査）と対面での検査を併用して実施していく。

（２）大手監査法人に対する検査

ア 実施頻度等

- ・ 大手監査法人については、資本市場における役割の重要性に鑑み、原則として、毎年、検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。
- ・ フォローアップ検査においては、検査先の負担等も勘案し、個別監査業務に対する検証は原則行わず、主として、通常検査での指摘事項に対する改善施策の運用状況等について検証する。なお、検査に代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。
- ・ 市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明し、又は疑われるなど、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記の原則にとらわれることなく、機動的に検査を行う。

イ 重点項目

大手監査法人における品質管理の現状（上記「１(３) 監査事務所における品質管理の現状」参照）を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ① 監査の品質の確保・向上に向けた、トップを含む経営層及び品質管理部門の監査現場（事業部等）に対するけん制機能の発揮
- ② 品質管理部門等による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況
- ③ 被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査

の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況

(3) 準大手監査法人に対する検査

ア 実施頻度

- ・ 準大手監査法人については、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、原則として3年に一度の頻度で実施していた検査を原則として2年に一度の頻度で実施することとする。具体的には、全ての準大手監査法人に対する検査を令和5事務年度及び令和6事務年度中に一度実施の上、その後の事務年度からは、各法人に対する検査を原則として2年に一度の頻度で実施することとする。
- ・ ただし、被監査会社に会計上の重大な問題が判明するなど、監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行う。

イ 重点項目

準大手監査法人における品質管理の現状（上記「1(3) 監査事務所における品質管理の現状」参照）を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ① トップを含む経営層による監査の品質を重視する組織風土の醸成に向けた取組の状況
- ② 品質管理部門と監査現場（事業部等）との連携の状況
- ③ 品質管理部門等による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況

(4) 中小規模監査事務所に対する検査

ア 実施頻度

- ・ 中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢や上場被監査会社に係る監査上のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。
- ・ 上場会社監査の担い手としての役割が増大していることのほか、改正公認会計士法において上場会社等監査人登録制度が導入されたことに鑑み、本事務年度においても、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

イ 重点項目

中小規模監査事務所における品質管理の現状（上記「1(3) 監査事務所における品質管理の現状」参照）を踏まえ、本事務年度の検査におい

ては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ① トップを含む経営層の品質管理に対する認識
- ② 法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組
- ③ 地区事務所を含めた組織的な品質管理態勢の整備・運用状況
- ④ 社員・職員の職業倫理、独立性や法令等遵守に対する認識
- ⑤ 監査調書の管理（監査調書の不適切な修正等の防止を含む。）の状況

5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果について広く一般に情報提供し、監査への関心や意識を高めていくことが重要である。そのような観点から、モニタリング情報の提供に当たっては、以下の点に留意する。

ア 監査役等への検査結果の伝達

監査事務所に対し、指摘内容等が的確に伝達されるよう、また、被監査会社の監査役等に対して、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、引き続き、検査結果の記載内容の充実に努める。また、監査事務所が、被監査会社の監査役等に対し、適切に検査結果を伝達しているかについて、引き続き確認する。

イ モニタリングレポート

審査会は、市場関係者等の監査に対する理解の深化を目的として、平成28年から、モニタリングの成果等をまとめたモニタリングレポート¹⁰を公表してきている。当該レポートについては、利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努めるほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

ウ 検査結果事例集

審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を促す観点から、平成20年以降、検査で確認された事例等を取りまとめた、監査事務所検査

10 「令和5年版モニタリングレポート」

(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20230714/20230714-1.html>) では、本基本計画中の「1(1) 監査業務の動向」、「1(2) 監査の品質の確保・向上に向けた取組」等に関し、より詳細な情報を提供しているので、併せて参照されたい。

結果事例集¹¹を公表してきており、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう、最新の事例への入替え等による、記載内容の充実に取り組んでいく。また、引き続き、当該事例集を活用した講演・説明会を全国の協会地域会で実施するとともに、当該事例集の内容について、市場関係者に対する情報発信を積極的に行っていくほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

以上

11 「監査事務所検査結果事例集（令和5事務年度版）」
(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20230714/20230714-2.html>) では、本基本計画中の「1(3) 監査事務所における品質管理の現状」等に関し、より詳細な情報を提供しているので、併せて参照されたい。